

第218回

新宿区都市計画審議会議事録

令和6年1月26日

新宿区都市計画部都市計画課

## 第218回新宿区都市計画審議会

開催年月日・令和6年1月26日

出席した委員

**遠藤新、倉田直道、澤田展志、高野吉太郎、中川義英、松本泰生、渡辺みちたか、  
三沢ひで子、沢田あゆみ、かなくぼなな子、小田桐信吉、金子栄一、後藤幸子**

欠席した委員

**井上正、三栖邦博、村木美貴、森本章倫、志田雄一郎、永野雅通、山崎裕一**

議事日程

日程第一 審議案件

議案第391号 東京都市計画地域冷暖房施設西新宿一丁目地区地域冷暖房施設の都市計画変更案について（区決定）

議案第392号 東京都市計画道路幹線街路環状第6号線の都市計画変更案について（都決定）

日程第二 その他・連絡事項

議事のでんまつ

午後1時58分開会

**○事務局（都市計画主査） 会長**、定刻前ですが、皆様おそろいになりましたのでお願いいたします。

**○中川会長** 定刻より少し前ですが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから第218回新宿区都市計画審議会を開会いたします。

事務局から、本日の委員の出欠状況についてお願いいたします。

**○事務局（都市計画主査）** 事務局です。

本日の出欠状況ですが、**井上委員、三栖委員、村木委員、森本委員、志田委員、永野委員、山崎委員**から欠席のご連絡がありました。

続きまして、新しく就任していただきました委員をご紹介します。恐れ入りますが、お座り

いただいている席順でお名前をお呼びいたしますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

**遠藤新委員**、お願いします。

○**遠藤委員** 工学院大学建築学部まちづくり学科の**遠藤**と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○**事務局（都市計画主査） 遠藤委員**、ありがとうございました。

続きまして、**後藤幸子委員**、お願いいたします。

○**後藤委員 後藤幸子**と申します。少し仕事との折り合いで参加が出遅れまして、大変申し訳ございませんでした。私は区民として、あと会社員ですので、勤労者としての目線で参加させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○**事務局（都市計画主査） 後藤委員**、ありがとうございました。

また、人事異動により新たに幹事を務める職員を紹介させていただきます。

総合政策部長の**菊島茂雄**です。

○**総合政策部長** 昨年の12月10日付で総合政策部長を拝命いたしました**菊島茂雄**と申します。よろしく願いいたします。

○**事務局（都市計画主査）** 本日の審議会は定足数に達しており、審議会は成立しています。

あわせて、机上のマイクについてご説明します。

発言前には、マイク前面の下にあります大きなボタンを押してください。マイクの先端が点灯しましたら、ご発言いただきますようお願いいたします。

発言後は、同じく前面ボタンを押し、マイクの先端の光が消えたことをご確認ください。発言後にスイッチを切るのをお忘れのないようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○**中川会長** ありがとうございます。

本日は定足数に達しているということなのですが、風邪とかコロナとか、何か体調を崩した方が何名かいらっしやって、急遽欠席という方もいらっしやるようです。皆様もぜひ体調にはお気をつけいただければと思います。

それでは、本日の日程と配布資料などについて、事務局からお願いします。

○**事務局（都市計画主査）** 事務局です。

まず、本日の日程です。机の左側にある議事日程表をご覧ください。

日程第一、審議案件、議案第391号「東京都市計画地域冷暖房施設西新宿一丁目地区地域冷暖房施設の都市計画変更案について（区決定）」、議案第392号「東京都市計画道路幹線街路

環状第6号線の都市計画変更案について（都決定）」。

日程第二、その他・連絡事項。

以上となっております。

次に、本日の資料の確認です。

初めに議事日程表、A4片面1枚です。

次に、審議案件に関する資料です。

資料1が議案第391号に関する資料です。左上をクリップでまとめております。

おめくりいただきますと、資料1-1、A4片面1枚です。

次に資料1-2、A4カラー、片面1枚です。

次に資料1-3、A4カラー、片面1枚です。

次に資料1-4、A4ホチキス留めの資料です。

最後に、参考資料A4カラー、片面1枚です。

続きまして、資料2が議案第392号に関する資料です。左上をクリップでまとめております。

おめくりいただきますと、資料2-1、A4ホチキス留めの資料です。

次に資料2-2、A4ホチキス留めの資料です。

最後に、参考資料A4ホチキス留めの資料です。

これらとは別に、都市計画変更（案）における総括図・計画図については、用紙のサイズが大きく枚数が多いため、会場後方の出入り口付近の机に、閲覧用として置いています。

以上が本日の案件に関する資料です。

その他、最新の委員名簿をご用意しております。A4片面1枚です。こちらは先ほど紹介しました幹事の**総合政策部長**が変更となっております。

また、まちづくり長期計画の冊子を2冊をご用意しております。

不足等ありましたら事務局までお願いいたします。

最後に、傍聴の際の注意事項についてですが、本日は傍聴人がいなかったため、省略いたします。

本日の日程と配布資料につきましては以上となります。

○中川会長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めたいと思います。

本日は審議案件が2件となります。内容を見ますと、私自身はそれほど大きな問題はないかなど勝手に解釈しておりまして、会議は4時までを予定していますが、3時半頃の終了を目途に

審議を進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 日程第一 審議案件

議案第391号 東京都市計画地域冷暖房施設西新宿一丁目地区地域冷暖房施設の都市計画変更案について（区決定）

議案第392号 東京都市計画道路幹線街路環状第6号線の都市計画変更案について（都決定）

○中川会長 それでは、日程第一、審議案件、議案第391号「東京都市計画地域冷暖房施設西新宿一丁目地区地域冷暖房施設の都市計画変更案について(区決定)」です。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画主査） 事務局です。それでは、議案第391号について、新宿駅周辺基盤整備担当課長からご説明いたします。

○新宿駅周辺基盤整備担当課長 それでは、「東京都市計画地域冷暖房施設西新宿一丁目地区地域冷暖房施設の都市計画変更案について」、ご説明いたします。

お手元の資料の資料1-1をご覧ください。

新宿区では、都市計画として地域冷暖房施設を9つの地区で定めております。このうち、西新宿一丁目地区地域冷暖房施設は、新宿駅西口地区開発計画における建物の建設に伴い、新たに地域冷暖房施設による熱供給を行うことから、区で都市計画変更手続を進めています。

1、西新宿一丁目地区地域冷暖房施設の概要です。西新宿一丁目地区地域冷暖房施設は、二酸化炭素の排出削減など環境負荷低減を目的として、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社が平成元年から冷水や蒸気による熱供給を開始し、現在9棟の建物に熱供給を行っています。

西新宿一丁目地区は、熱発生所施設を新宿西口地域冷暖房センターの第一プラント及び第二プラントとして設置しており、その施設から冷水と蒸気をおのおの導管を使って各建物に供給しているところです。

2、都市計画変更案についてです。東京都市計画地域冷暖房施設西新宿一丁目地区地域冷暖房施設に導管を新設します。新設する導管による熱供給は冷水と温水を予定しています。新設導管の名称は西新宿一丁目2-1号線、位置は新宿区西新宿一丁目から西新宿一丁目までです。

3、都市計画変更案の縦覧、意見書の受付についてです。縦覧及び意見書の受付の期間は、令和5年11月28日火曜日から12月12日火曜日までで、意見書の提出はありませんでした。

それでは、ページをおめくりいただき、資料1-2をご覧ください。

資料1-2、地域冷暖房施設区域図です。こちらが新宿区で定めている9つの地区になります。今回は、②の西新宿一丁目地区についてご審議いただくということになっています。

続きまして、資料1-3をご覧ください。西新宿一丁目地区地域冷暖房施設の区域と熱発生所施設、既存熱供給建物と供給先までの既設の導管を示しております。また、新たに供給を予定している建物、新宿駅西口地区開発計画の位置及び第一プラントから供給先までの新設導管を示しています。今回の都市計画変更は、この西新宿一丁目2-1号線を都市計画として定めるものです。

続きまして、資料1-4をご覧ください。都市計画図書、東京都市計画地域冷暖房施設の変更（新宿区決定）（案）です。

2、導管の表に西新宿一丁目2-1号線の欄を追加し、「新設」と記載しています。

裏面をご覧ください。理由です。都市再生特別地区（新宿駅西口地区）における建物の建設に伴い、地域冷暖房用の導管を新設し、さらなる環境負荷低減と効率的なエネルギー活用を図るためです。

続きまして、2枚おめくりいただきまして、計画図をご覧ください。右上の導管名称の西新宿一丁目2-1号線が追加の新設導管です。新設導管の延長は約148mです。

資料1-4の計画図の左側の表です。計画幹線の欄に「既設」とあります。この「既設」は、計画幹線として既に都市計画に定められていることを示しています。

資料1-4の計画図では、西新宿一丁目5-1号線、5-2号線、5-4号線が都市計画にのみ定められている計画幹線として記載しています。

資料1-3をご覧ください。資料1-3と資料1-4を比較しますと、先ほどの西新宿一丁目5号線以外の計画幹線の記載はありません。これは5号線が供給先までの導管が埋設され、稼働していることを示したものでして、その他の計画幹線は都市計画に定められていますが、現時点で整備されていない状況になっていますので、その部分で少し差が発生しています。

続きまして、最後のページになります。参考資料として、今回の開発計画（新宿駅西口地区）の概要を添付しております。こちらは、前回の都市計画審議会の中間報告でお示しさせていただいている資料と同じものです。

最後に、資料1-1にお戻りください。4、今後の予定です。本日の審議を経まして、都市計画変更の告示を本年2月に予定しております。

説明は以上です。

**○中川会長** ありがとうございます。

この案件につきまして、ご質問、それからご意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。

**沢田委員。**

**○沢田委員** こちらは以前にもご説明をいただいているので、そのときも少し議論させていただきましたので、今回は基本的にそんなに問題があるということではないと思いますが、2つお聞きしておきたいことがあります。

1つ目が、今回設置される導管というのが、他の今までの既設のところと比べてみると、大体他の導管は道路の下をきちんと通るような形で整備されていると思うんです。しかし、今回は道路というよりも、西口駐車場の地下を通っている感じになっていると思うんですが、そのところで、なぜ道路の下を通ることになっていないのか、何か理由があるのかということと、道路の下を通ると、こういう地下駐車場の下を通ると何が違いがあるのかということです。2つ目が、地下駐車場の下を通るなら、かなり地下の深いところに行くのかなというふうに思うんですが、どのくらいの深さのところ敷設されるのか。駐車場自体は実際今もあるわけなので、その駐車場がある中での工事というのがどういう形で進められるのかというのを少しお聞きしたいと思います。

**○中川会長** お願いします。

**○新宿駅周辺基盤整備担当課長** 2つご質問をいただきました。道路以外ということと、深さの点です。ここの西口の駅前広場は全て道路になっておりますので、道路上ということになっています。

1つ目の質問と重なるんですが、この導管につきましては直線で敷設することになっていますが、先ほどの**沢田委員**ご指摘のとおり、新宿西口の地下駐車場の下を通すということになっています。計画では地下17mから20数mの深さに敷設する計画として、地下駐車場の下を通るということになっています。その工事については推進工法で進める予定です。駐車場との離隔もしっかりと取りまして、整備する予定になっています。

**○沢田委員** 駐車場はもちろん道路ではあるんですが、通常、道路の下を通っている管ですと、他のいろいろなインフラも通っているから、それと同じような扱いで、その下を通るのかなということは容易に想像できるんですが、今回それに沿った形になっているのかどうかというところなんです。だから、今回、こういう見た目は初めてな感じがしたので、他でもこういうことを今後やっていくようなことになるのかどうか、そこも併せてお聞きしたいと思います。

**○中川会長** お願いします。

**○新宿駅周辺基盤整備担当課長** 地下鉄等の都市施設は効率的、さらに経済的に整備するというのも1つの重要な点ですので、直線でつなげられるところは今回のようにつなげることがあるかと思います。車道では、道に沿って曲げながら進めていくという場合もありますが、ここは全て道路ということになっていますので、公道の下に直線でつなげるということが可能となっています。

**○沢田委員** 分かりました。

それで、前回も、将来的に全体像としてどうなるんですかというお話を少し聞かせていただいたと思うんですが、新宿駅西口全体が今いろいろな形で再開発が進んでいて、今後また予定されているブロックもあって、一方では地域冷暖房施設というのがそういうところに熱供給していき、温暖化対策にもなるというようなお話なので、今後のことなんですが、例えば今日みたいに審議会の時間がそんなにかからないというときに、後半を勉強会みたいな形にして、全体像が分かるような説明をしていただくとか、何かそういう機会を設けていただけるとありがたいというふうに思いますので、それは**会長**のほうにお願いをしておきたいと思います。

以上です。

**○中川会長** 勉強会をやろうという話は以前もありましたので、事務局のほうとも相談しながら、今ホットなスポットになっている新宿駅の近くの動向というのが、特に新しく委員になられた方々なんかはまだ十分把握されていないかもしれませんので、少し相談させていただければというふうに思っております。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。**倉田さん**、何かありますか。いいですか。

**○倉田会長職務代理** 大丈夫です。前回伺っていますので。

**○中川会長** いかがでしょうか。

それでは、よろしければ、当審議会としての意見を取りまとめたいと思います。

お話を伺っていると、この案件、議案第391号は支障なしというふうに思いますが、支障なしということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○中川会長** ありがとうございます。

それでは、本案については支障なしとします。

それでは、次の案件に移ります。

日程第一、審議案件、議案第392号「東京都市計画道路幹線街路環状第6号線の都市計画変更案について(都決定)」です。後ほど事務局のほうからもご説明がありますが、この案件は新宿

区内での変更ということではなくて、品川区の大崎のところの線形を変更するという内容になっています。品川区のところの変更は、うろ覚えですみません、現道に沿った変更にするというような内容だったというふうに記憶していますが、この変更という手続が行われます。新宿区に関しては都市計画の中にこれまでは幅員しか記載がなかったのが何車線かという、その車線数が明示されるということですので、実質的には変わらないかなと思います。したがって私の判断で中間報告なしといたしました。

それで本日、直接の審議とさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

**○事務局（都市計画主査）** 事務局です。

それでは、議案第392号について、都市計画課長からご説明いたします。

**○都市計画課長** 都市計画課長です。

今、**会長**からお話のあったとおり、当審議会での審議は、中間報告、審議の2回が原則ですが、本件、議案第392号「東京都市計画道路幹線街路環状第6号線の都市計画変更案について」は審議のみとなっています。これにつきましては、新宿区に関わる部分が都市計画図書記載内容に、車線数を記載するということですので、実態としては道路の改築もなく、位置の変更、線形、そういったものも一切変わらないため、**会長**が今お話ししていただきましたが、中間報告を省かせていただいた取扱いとしているものです。このような取扱いにつきましては、過去にも行っています。

それでは、審議案件、議案第392号「東京都市計画道路幹線街路環状第6号線の都市計画変更案について（都決定）」について、資料2に基づいてご説明を申し上げます。資料2をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、資料2-1をご覧ください。東京都市計画道路幹線街路環状第6号線全線の車線数の決定について（都決定）です。

本件は、東京都が「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」、こちらに基づいて、東京都市計画道路環状第6号線の品川区大崎一丁目から同三丁目の約190mの区間を都市計画変更するとともに、同線の全線において新たに車線数を、都市計画に定める都市計画変更を行うことについて区に意見照会があり、区からの回答に当たりまして本審議会に付議するものです。

1、都市計画の変更概要です。

(1) 対象です。路線名、区間は記載のとおりです。なお、経由地は新宿を含めまして7区で、板橋区から品川区までです。

(2) 変更事項です。2つあります。

まずア、大崎陸橋付近（品川区大崎一丁目から品川区大崎五丁目間）についてですが、1枚めくっていただきまして別紙1をご覧ください。図でご説明申し上げます。

同区間は、環状第6号線がJR山手線等をまたぐ区間になります。図中、黄色で塗られている部分が現行の都市計画で定められている道路部分、だいたい色で塗られている部分が実際に整備されている現道部分です。このたびの都市計画変更は、黄色で塗られた、現行の都市計画を廃止し、だいたい色で塗られた、実際に整備されている現道に合わせた線形の都市計画に変更するものです。

資料2-1にお戻りください。イ、全線についてです。別紙2をご覧ください。色が薄くて申し訳ございませんが、同都市計画道路につきましては板橋区から新宿区等を経由して品川区に至る全線、こちらの全線において朱書きで車線数を記載していますが、6車線、4車線等々の記載を都市計画に定めるものです。

なお、新宿区内において、この車線数は現在供用中の車線数どおりであるため、道路改築など道路構造の変更はありません。

資料といたしましては、その次に資料2-2として、当該都市計画変更（案）に関わる計画図書を添付しています。また、参考資料として新宿区に関わる部分を抜粋、変更事項を加筆したものを用意しています。ご参照いただければと存じます。

では、資料2-1にお戻りください。改めまして、イ、全線についての部分ですが、都では車線数が未決定の路線の都市計画変更がある場合には車線数を定める、こういった方針を持っています。このたび、環状第6号線全線について現行の車線数を改めて都市計画として定めるものとなっています。

車線数は4から6車線で、新宿区内は4車線です。

新宿区内に該当する都市計画変更はイのみでして、この車線数は現行の供用中のものと全く一緒のものです。

最後の段落、2、今後の予定ですが、本日の審議後、都へ意見照会の回答をいたしまして、2月の東京都の都市計画審議会の審議を経て、3月に都市計画変更決定予定となっています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○中川会長** ありがとうございます。

ちなみに、環状第6号線は幅員約40mでもう造られていると。それで、道路構造令であるとか、いろいろな関係で車線数を明示していきましょうということが都市計画決定の後に定まりました。そして、1車線当たり最低で3mから3.5mであるとか4mの車線の幅があつて、それで4車線ということは約16m。それに加えて、中央分離帯や歩道部分などがありますので、幅員約40mの中に車線を2車線ずつ計4車線入れましょうということを都市計画として定めるというような、これは幅員を車線主義に変える1つの考え方かと思います。

すみません、要らないことを申し上げました。

それでは、ご質問、ご意見などありましたら、よろしく願いいたします。

**○沢田委員** 今のご説明でよく分かりました。

新宿区側のほうの変更というよりも、むしろ、これは品川区内のところの変更が影響しているという感じなんです、品川区のことではありながら、そこで問題が発生しているのに、それをいいですよとも言えないので、1点確認です。

この品川区の部分、現状曲がった道路の形になっているのを、現状をそのまま都市計画にしていこうということだと思うんですが、こういうふうにするによって不利益を受ける人は誰もいないという、そういう解釈で大丈夫ですね。

**○都市計画課長** 都市計画課長です。

おっしゃるとおりです。現状のとおりですので、不利益を受ける者はいないと聞いています。

**○沢田委員** 分かりました。

**○中川会長** 他はいかがでしょうか。特にございませんか。3時半が2時半で終わってしまいそうなんです。

よろしければ、この議案第392号について、当審議会としての考えを取りまとめたいと思います。

特に支障なしかと思いますので、議案第392号は、支障なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○中川会長** ありがとうございます。

本件につきましては、支障なしといたします。

## 日程第二 その他・連絡事項

**○中川会長** 次に、日程第二、その他・連絡事項です。

前回の第217回都市計画審議会の議事録については、**松本委員**に署名をいただきます。

また、今回の議事録につきましては、次回の審議会の開催、事務局に聞きますと5月ぐらいということですので、少し日数が空いてしまいますので、郵送で**遠藤委員**に署名をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○**遠藤委員** 承知しました。

○**中川会長** それでは、私のほうからはそこまでですが、その他、事務局からございますでしょうか。

○**事務局（都市計画主査）** 事務局です。

次回の開催ですが、令和6年5月の開催予定です。詳しくは、開催の約1か月前に開催通知を発送し、ご案内する予定です。

なお、本日の議事録ですが、先ほど**中川会長**よりお話がありましたとおり、次回の審議会の開催まで日数が開いてしまうため、**中川会長**と**遠藤委員**に郵送にて署名をいただき、個人情報に当たる部分を除き、ホームページに公開してまいります。お手数をおかけしますが、よろしくお願ひします。

また、本日の資料につきましても、ホームページに公開してまいります。

事務局からは以上です。

○**中川会長** 委員の皆様から何かございますでしょうか。先ほど宿題をいただいたのは承知しておりますが。

よろしければ、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後2時32分閉会